

広報きさらづ制作業務委託 公募型プロポーザル実施要領

本要領は、木更津市が広報きさらづ制作業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、事業者が有する経験や構想力、専門的な技術力などを総合的に評価し、本業務の目的達成に向けて最も適格と判断される事業者を選定するために、必要な事項を定める。

1 業務の目的

市の情報を「広報きさらづ」として毎月1日に発行し、「正確に」「迅速に」「わかりやすく」市民に届けるだけでなく、「市民の目線とニーズに寄り添った紙面づくり」「地域のブランド化につながる紙面づくり」を意識することで、市政への理解と関心を高めるほか、市民参加の促進やシビックプライドの醸成につなげることを目的とする。

2 委託概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 目的 | 事業者が有する経験や構想力、専門的な技術力などを用い、より効果的・効率的に制作業務を遂行することを目的とする。 |
| (2) 委託名 | 広報きさらづ制作業務委託 |
| (3) 履行場所 | 木更津市富士見一丁目2番1号 木更津市役所駅前庁舎
市長公室シティプロモーション課 ほか |
| (4) 業務内容 | 別添「広報きさらづ制作業務委託 仕様書」のとおり |
| (5) 履行期間 | 契約の締結日から令和8年3月31日まで |
| (6) 予算上限額 | 19,232,400円
本事業の契約に係る上限予算額(税込)であり、予定価格は別途算定する。 |

3 契約方法

公募型プロポーザルによる随意契約とする。なお、参加資格があると認められた者から選出された提案書の内容について、市関係者で構成する「広報きさらづ制作業務委託受託候補者選定審査会(以下「選定審査会」という。)」で審査し、随意契約の受託候補者を決定する。

4 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていることが必要である。

- (1) 原則として、木更津市入札参加資格者名簿に登録されている者(申請中の者を含む)
- (2) 受注者を決定する日までに、木更津市入札参加資格者指名停止措置要領及び木更津市入札契約に係る暴力団対策措置要綱の規定による指名停止措置を受けていない者
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のほか、次の事項に該当しない者

- ①手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者、または受注者を決定する前6カ月以内に手形、小切手を不渡りにした者
- ②会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続き開始決定がされていない者
- ③民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続き開始決定がされていない者

5 実施スケジュール

項目	期日等
実施要領等の配布開始	令和7年2月4日(火)
本プロポーザルについての質問の受付	2月4日(火)～ 2月10日(月)午後5時
本プロポーザルについての質問の回答	2月14日(金)
参加意向申出書提出期限	2月18日(火)午後5時
提案資格審査結果通知 広報紙サンプルページ作成にあたっての原稿等の配布	2月21日(金)
広報紙サンプルページ作成にあたっての質問の受付・回答	2月21日(金)～ 2月27日(木)午後5時
提案書類等提出期限	3月11日(火)
選定審査会による審査(プレゼンテーション及びヒアリング)	3月18日(火)
審査結果通知	3月21日(金)
契約締結	4月上旬

6 質問及び回答

(1) 質問方法

本プロポーザルに係る質問は、質問書(様式1)を用い、開封確認を付した電子メールにより以下の「9 書類の提出先(事務局)」宛に提出する。電子メールの送信後開封通知が届かない場合は、電話にて確認を行うこと。

(2) 質問の受付期間

①本プロポーザルについて

令和7年2月4日(火)～2月10日(月)午後5時(必着)

※受付期間を過ぎて提出されたものは受付しない。

②広報紙サンプルページについて

令和7年2月21日(金)～2月27日(木)午後5時(必着)

※受付期間を過ぎて提出されたものは受付しない。

(3) 回答方法

①本プロポーザルについて

質問に対する回答は、令和7年2月14日（金）に全質問に対する回答を一括して市ホームページに掲載する。

②広報紙サンプルページについて

質問に対する回答は、随時各者にする。

7 参加意向申出

(1) 受付期間

令和7年2月4日（火）～2月18日（火）

※各日、午前8時30分～午後5時（土・日曜日、祝日は除く）

(2) 提出方法

事務局へ持参または郵送とする。

※郵送の場合は受付期間内に必着とする。

(3) 提出書類

①プロポーザル参加意向申出書（様式2）

②業務委託実績書（様式3）

③登記簿謄本

④印鑑証明

⑤法人税・消費税及び地方消費税納税証明書（その3の3）

⑥財務諸表（直近1年分）

⑦法人市民税納税証明書（事業年度直近2年分）※本市内に事業所等がある事業者のみ

⑧固定資産税納税証明書（償却資産を含む 直近2年度分）※本市内に事業所等がある事業者のみ

8 提案書類等の提出

(1) 提出期間

令和7年2月27日（木）～3月11日（火）

※各日、午前8時30分～午後5時（土・日曜日は除く）

※受付期間内に提出がない場合は失格とし、期限後の受付は一切行わない。

(2) 提出書類

	提出書類	留意事項	製本等
1	会社概要（任意様式）	パンフレットも可とする。	1～4を日本産業
2	企画提案書（任意様式）	別添「広報きさらづ制作業務委託 仕様書」に示す内容について、具体的な実施方法を記載する。履行期間にお	規格によるA4 判に全てファイルリングして提出のこと。

		る月毎のスケジュール(制作～納品)の案を掲載する。	
3	業務実施体制(任意様式)	本業務に係る予定の全員について、担当業務内容及び役割を記載する。	
4	見積書(任意様式)	合計金額のほか、積算内訳も記載する。	
5	表紙サンプルページ	別添「広報きさらづ制作業務委託仕様書」に示す内容を踏まえ、企画提案資料をもとに、表紙の案を作成する。なお、3案まで作成可能とする。	1～4のファイルには綴じ込まずにタブロイド判に出力の上、提出のこと。

(3) 提出部数

代表者印を押印した正本1部、副本10部

(4) 提出方法

事務局へ持参または郵送とする。

※郵送の場合は受付期間内に必着とする。

9 プロポーザル参加意向申出書及び提案書類の提出先(事務局)

〒292-8501

木更津市富士見 一丁目2番1号

木更津市役所駅前庁舎8階 市長公室 シティプロモーション課

電話 0438(23)7460

E-mail promo@city.kisarazu.lg.jp

10 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

選定審査会において、提出書類に基づきプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。詳細は、参加事業者に対し別途通知する。

(1) 日時

令和7年3月18日(火)午後3時

(2) 場所

木更津市役所駅前庁舎8階 防災室・会議室

(3) 内容

1事業者20分以内のプレゼンテーション及び10分以内のヒアリング

(4) その他

・提案者が3者を超えた場合は書類審査を行い、上位3者をプレゼンテーションの対象として選定する。

・提案書類等、紙面によるプレゼンテーションも可能であるが、パソコン・スクリーン・プロジェ

クターの機器類を使用する場合は本市で用意するものとする。

・本市が提案書を受理した事業者の順に実施する。

・プレゼンテーション会場への提案者入場は3名以内とする。

11 受託候補者の選定

(1) 選定審査会

広報きさらづ制作業務委託受託候補者選定審査会設置要領に基づき開催する、選定審査会の審査によって決める。

(2) 選定方法

提出された提案書類等の内容、プレゼンテーション及びヒアリングにより、最も優れた事業者を選定し、受託候補者として決定する。選定方法は、公募型プロポーザル方式であり、事務局が事業者の提出書に基づき、書類審査を行い点数化する。その上で、選定審査会の委員8名が審査項目に基づき、審査し点数化する。

(3) 審査基準及び審査項目

別添「広報きさらづ制作業務委託 受託候補者選定審査要項」のとおり

(4) 提案者が1者またはない場合の取り扱い

① 提案者が1者のみの場合

提案者が1者のみの場合であっても審査は実施し、審査の結果が最低基準点(60点)を超えたときは、当該提案者を受託候補者とする。なお、最低基準点に満たないときは再度公募を検討する。

② 提案者がない場合

提案者がない場合は、再度公募を検討する。

12 審査結果の通知

審査結果については、参加者全員に書面で通知する。なお、審査結果についての異議申し立ては一切応じない。

13 結果の公表

(1) 公表事項 参加事業者(受託候補者のみ)、総合計得点

(2) 公表方法 市ホームページ内に掲載

(3) 審査結果等については、木更津市情報公開条例(平成12年木更津市条例第4号)に基づく情報公開請求の対象となる。ただし、条例に基づき、個人に関する情報や事業者の正当な利益を害するおそれのある情報は不開示情報とする。

14 契約の締結等

(1) 受託候補者選定後の委託契約の手続き

① 提案書の内容について、本市と受託候補者が業務の詳細を協議し業務内容を決定後、木

更津市財務規則に定める随意契約の手続きに基づき、再度見積書（提案書の提出時の見積書とは別に）を徴取した上で契約書を取り交わすものとする。

- ②上記により受託候補者との協議等が整わなかった場合は、広報きさらづ制作業務委託受託候補者選定審査要領による準受託候補者と協議を行うものとする。

(2) 再委託

受託者は、広報きさらづ制作業務委託の全てを第三者に再委託してはならない。ただし、一部の履行を第三者に委託する場合は、再委託先の事業者情報、再委託業務及びその他本市が必要とする情報を記載した書面をあらかじめ本市に提出し、本市の承認を得なければならない。

15 その他注意事項

- (1) 提案書類に虚偽の記載があった場合、審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合、その他本要領の内容に違反する場合は失格とする。
- (2) 本プロポーザルに要する経費は提案者の負担とする。なお、提案書類は一切返却しない。
- (3) 提出期限までにプロポーザル参加意向申出書の提出がなかった場合は、提案書を提出することができない。
- (4) 提出されたプロポーザル参加意向申出書、提案書等は、審査及び説明の目的にその写しを作成し、使用することができる。
- (5) プロポーザル参加意向申出書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出するものとする。また、提出期限までに提案書の提出がない場合または提案書に関するプレゼンテーションに参加しない場合は失格とみなす。
- (6) 受託者は、業務によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。
- (7) 業務の履行に伴い生じた著作権その他の権利は本市に帰属するものとする。
- (8) 提案者が全くいなかった場合や、本プロポーザルを公正に執行することが困難と認めるとき、その他やむを得ない事情があるときは、本プロポーザルを延期または Web 会議システムによる実施、あるいは中止することがある。
- (9) 本プロポーザルは令和7年度予算の成立を前提に公募するものであり、予算が成立しない場合には、効力を発しない。